

国土技術政策総合研究所の研究開発評価について

1 国総研の研究開発評価の概要

「中央省庁等改革基本法」、「科学技術基本計画」、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」等に基づき、厳正な研究開発評価を行い、評価結果を研究開発活動、研究体制の整備・運営等に的確に反映する。評価結果及びこれに基づいて講じた措置は、原則としてその内容を公開する。

2 研究評価委員会

公正・透明な研究開発評価を行うため、外部専門家及び外部有識者による研究評価委員会を設置し（資料2-1参照）、平成13年7月19日に第1回研究評価委員会を開催し、国総研研究方針（平成13年度版）の評価を実施した。

また、研究開発課題について専門的視点から評価を行うため、研究評価委員会に外部専門家による分科会を設置することが了承された（資料2-2参照）。

3 研究評価委員会分科会

（1）基本的任務

国総研の研究開発課題について、その研究開発分野における専門的視点から評価を行うものとする。

（2）評価対象事項等

プロジェクト研究等、技術政策課題を解決するために重点的に取り組む研究開発課題を対象として評価を行い、評価結果はプロジェクト研究等の研究実施計画等に的確に反映する。評価時期は原則としてプロジェクト研究等の事前・事後とし、その他研究実施期間等を勘案し必要に応じて中間評価を行う。

国土技術政策総合研究所研究評価委員会設置規則

(目的)

第1条 国土技術政策総合研究所の研究体制、研究開発課題等の外部評価を行うため、国土技術政策総合研究所研究評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成及び委員)

第2条 委員会は、委員13名以内で構成する。

2 委員は、国土技術政策総合研究所の研究開発分野の外部専門家その他の外部有識者のうちから、国土技術政策総合研究所長（以下「所長」という。）が委嘱する。

3 委員の委嘱期間は2年以内とする。但し、再任を妨げない。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

(分科会)

第4条 委員会に、必要に応じて、分科会を置くことができる。

(運営)

第5条 委員会の招集は、所長が行う。

2 委員会の庶務は、企画部研究評価・推進課が行う。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、議事の手続き等、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

(附則)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

国土技術政策総合研究所研究評価委員会分科会の設置について

1. 目的

国土技術政策総合研究所研究評価委員会設置規則第4条の規定に基づき、国土技術政策総合研究所の研究開発課題について、その研究開発分野における専門的視点から評価を行うため、国土技術政策総合研究所研究評価委員会土木分科会、同建築分科会及び同港湾空港分科会（以下「各分科会」という。）を設置する。

2. 各分科会の構成及び委員

- (1) 各分科会は、委員9名以内で構成する。
- (2) 各分科会の委員は、各分野の外部専門家のうちから、国土技術政策総合研究所長（以下「所長」という。）が委嘱する。
- (3) 委員の委嘱期間は2年以内とする。但し、再任を妨げない。

3. 分科会長

- (1) 各分科会に分科会長を置く。
- (2) 分科会長は、委員の互選により決定する。
- (3) 分科会長は、分科会の会務を総理する。

4. 運営

- (1) 各分科会の招集は、所長が行う。
- (2) 分科会の庶務は、土木分科会及び建築分科会にあつては企画部研究評価・推進課が、港湾空港分科会にあつては管理調整部企画調整課が行う。

5. 研究評価委員会への報告

各分科会における評価結果及びこれに基づいて講じた措置は、研究評価委員会に報告する。

6. 雑則

ここに定めるもののほか、議事の手続き等、各分科会の運営に関し必要な事項は分科会長が定める。

平成13年7月19日設置